

よくある質問 Q&A (申請者様用)

ご一読ください

分類	お問い合わせ	回答
対象者	個人は対象ですか	対象外です。 町内会、区、農家組合等が対象となります。
対象となる費用	補助の対象となる経費は何ですか	機械借上料、作業者への謝金、草木の処分費、委託料等が補助対象となります。
	「謝金」や「機械借上料」の額はどのように決めればよいですか	集落協定等の単価表等を参考にして決めてください。参考になるものがない場合は、申請団体の構成員に合意が得られる金額としてください。 <u>燃料費は変動する場合がありますので、機械借上料に含むなど、工夫していただくと助かります。</u>
	作業する際の保険は対象となりますか	対象外です。
	消費税は対象ですか	対象です。
申請書について	申請書の添付書類は何が必要ですか	事業計画書、収支予算書、緩衝帯整備の同意書、位置図、業者委託の場合は見積書(写)等が必要です。
	実施面積はどうやって計算したらよいか	地図等で大まかに測量していただく程度でかまいません。
	緩衝帯整備の同意書は所有者全員分必要ですか	全員分必要です。
作業について	交付決定前に作業できますか。	できません。 申請書を提出後、2週間程度で交付決定通知を郵送しますので、その後に作業を開始してください。
報告書について	報告書の添付資料は何が必要ですか	事業実施内容、収支決算書、実施前後の写真、領収書(写)等が必要です。
	個人への「謝金」や「借上料」も領収書(写)が必要ですか	必要です。 領収書(写)の代わりに受領書でもかまいません。
	実施前後の写真は何枚必要ですか	1箇所毎に整備前後の写真を1枚ずつ添付してください。
	実施前後の写真はどのような写真を撮ればよいですか	実施の前と後で、同じ場所から撮影してください。また、実施後の写真には、謝金を受け取る作業者全員と、使用した機器を入れて撮影してください(写真撮影者が作業者でもある場合は、写真に入らなくてもかまいません)。
変更交付申請について	購入数・金額が変わりました	担当窓口にお問い合わせください。

鳥獣緩衝帯について	鳥獣緩衝帯とはどのようなものですか	人里と山林の間にある、鳥獣が身を潜めることができる場所を、きれいに整備したエリアを指します。
-----------	-------------------	--